

# 福祉の職場

vol.3



社会福祉の職場には様々な分野がありますが、大きく分けると福祉施設と行政機関と福祉団体に分かれます。

社会福祉施設は、家庭で日常生活を営むのが困難な方のために、介護やリハビリ、養育などの設備・機能をもち、専門的なスタッフが利用者の状況に応じてケアする施設のことをいいます。

## ◆ 高齢者関係施設

平成 20 年 4 月 1 日現在

<p><b>養護老人ホーム</b> (18ヶ所)</p>	<p>身体、精神、環境（住宅事情や家族との関係等）、および経済的な理由により自宅での生活が困難な高齢者が入り、生活援助を受ける施設です。 特別養護老人ホームの「特別」がとれた名称になっているので、心身の障害が軽度の方が利用するものと誤解されがちですが、上記にあるように住宅環境や社会環境などから在宅での生活が困難な高齢者が利用する施設です。</p>
<p><b>特別養護老人ホーム</b> (介護老人福祉施設) (119ヶ所)</p>	<p>寝たきりや認知症などのため、いつも介護を必要とする高齢者が、家庭で適切な介護が受けられなくなった場合に入所し利用する施設です。 原則として寝たきり等により介護保険法による要介護1以上の判定を受けた方で、居宅において適切な介護を受けることが困難な場合に入所し利用する施設です。</p>
<p><b>軽費老人ホーム</b> (62ヶ所)</p>	<p>低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方を低額な料金で利用する施設です。 給食サービスがついている「A型」と自炊が原則の「B型」、さらに、高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車椅子での生活が容易であるなどの工夫された住宅としての機能があり、給食等のサービスを提供する「ケアハウス」の3つの区分があります。</p>
<p><b>認知症対応型共同生活介護</b> (グループホーム) (196ヶ所)</p>	<p>認知症の方に入居していただき、日常生活における支援を行っています。定員5人～9人以下の小規模な施設です。</p>
<p><b>老人福祉センター</b> (44ヶ所)</p>	<p>地域の高齢者の各種相談に応じるとともに健康増進や教育向上を図るための施設です。</p>
<p><b>有料老人ホーム</b> (66ヶ所)</p>	<p>高齢者に入居いただき、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供している施設です。 健康型、住宅型、介護付の3つの類型（種類）があります。</p>
<p>このほか、老人憩の家(10ヶ所)、老人休養ホーム(1ヶ所)、介護実習・普及センター(1ヶ所)などがあります。</p>	

## ◆ 児童関係施設

平成20年4月1日現在

<p><b>乳 児 院</b> (3ヶ所)</p>	<p>乳児（おおむね2歳未満）が入所して、養育する施設です。          さまざまな理由で親から離れて乳児が生活している施設であり、その子どもの生活を家庭に代わって支えます。          保育、看護、医療などの専門機能が求められる施設です。          家庭復帰が重要な目標の一つとなるので、親との相談・調整などの専門性も求められます。          これらの専門機能を生かして、子育てについての地域に対する相談事業を行っているところもあります。</p>
<p><b>母子生活支援施設</b> (6ヶ所)</p>	<p>母子生活を保護することを目的とする施設です。          児童福祉法の改正により平成10年4月に「母子寮」からこの「母子生活支援施設」に名称が変更されました。          母親とその子ども（18歳未満）が世帯として利用する施設です。          入所理由は、離別や死別により経済的に生活が困難な場合、母親の生活能力・養育能力が不足している場合などですが、夫の暴力からの避難などの例も見られます。          母親に対しては就労援助、日々の生活援助、育児相談・援助などを行い、子どもに対しては保育、学習指導などを行います。</p>
<p><b>児童養護施設</b> (6ヶ所)</p>	<p>保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童（乳児を除く）を入所させて、養育する施設です。          利用対象年齢はおおむね2歳から18歳までとなっています。          入所理由は、親などの保護者がいない場合よりは、保護者からの虐待や家庭環境に問題がある場合などが多く、心に問題を抱えている子どもが少なくない状況にあります。          したがって、職員の仕事も、単に子どもたちの生活を家庭に代わって支えるだけでなく、心理・社会面の専門的なアプローチが求められます。また、家庭との調整や退所後の支援も重要な仕事となっています。</p>
<p><b>児童自立支援施設</b> (1ヶ所)</p>	<p>不良行為を行ったか、あるいはそのおそれがある児童、家庭環境等の理由により生活指導が必要な児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。          子どもの日常の生活を支えるとともに、学校教育、職業指導などが行われています。          児童福祉法の改正により平成10年4月に「教護院」から名称変更されました。</p>
<p><b>情緒障害児短期治療施設</b> (1ヶ所)</p>	<p>軽度の情緒障害のある子どもを短期間入所させ、または保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とした施設です。退所後の相談やその他の援助も行います。          施設内で学校教育も行われています。</p>
<p><b>保 育 所</b> (420ヶ所)</p>	<p>日々保護者の委託を受けて、乳児や幼児を保育する施設です。          0歳から就学前までの子どもが通い、保育士が親（保護者）に代わって保育を行います。          両親などが働いているために日中の保育ができない場合だけでなく、親の病気や出産などの場合にも利用ができます。</p>

<p><b>知的障害児施設 (4ヶ所)</b></p>	<p>知的障害児の保護を行い、知識技能を与える施設です。 原則として18歳未満の子どもが親元を離れて利用します。 子どもの日常生活を支えるとともに、学齢に達している子どもたちについては養護学校等との連携のもと学科指導、職業指導などが行われています。</p>
<p><b>肢体不自由児施設 (2ヶ所)</b></p>	<p>上肢・下肢・体幹に機能障害のある児童の治療を行い、知識・技能を与える施設です。 医療法に基づく病院でもあります。 医師の指示のもとで治療を行う一方、日常生活の訓練、併設する養護学校等との連携のもと学科指導、職業指導などを行います。</p>
<p><b>重症心身障害児施設 (3ヶ所)</b></p>	<p>重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童の保護を行い、治療、日常生活の指導を行う施設です。 医療法に基づく病院でもあり、医療面の対応と、生活面での対応の両方が行われています。児童福祉施設ですが、18歳以上でも利用ができます。</p>
<p>このほか、児童館(70ヶ所)、放課後児童クラブ[学童保育](315ヶ所)、へき地保育所(4ヶ所)、認可外保育施設(79ヶ所)、知的障害児通園施設(3ヶ所)などがあります。</p>	



## ◆ 障害者関係施設

平成 20 年 9 月現在

障害者サービス事業所 (日中活動) (25ヶ所)	障害者自立支援法に基づく、日中活動の場を提供する指定障害福祉サービス事業所として、食事等の介護、創作的活動、生産活動の機会などを提供します。
障害者支援施設(居住支援) (7ヶ所)	障害者自立支援法に基づく、指定障害者支援施設として居住の場を提供します。
障害者グループホーム・ ケアホーム (知的76ヶ所 精神54ヶ所)	地域で生活する18歳以上の知的障害者・精神障害者が、一般住宅などで共同生活を行い、日常生活上の相談等あるいは食事・入浴等の介護を受け、地域における自立生活を行うことを支援します。
障害者福祉ホーム (5ヶ所)	家庭環境、住宅事情等の理由によって現に住居を求めている障害者に、独立して生活を営む場を提供します。
障害者福祉作業所等 (小規模通所授産施設を含む) (27ヶ所)	市町村の区域で、心身障害者のための地域福祉施設として、集合職業訓練を兼ねた授産事業を市町村が実施します。窓口は市町村です。
身体障害者療護施設【旧法】 (6ヶ所)	常時介護を必要とする重度身体障害者に対し治療・訓練及び介護を行います。
身体障害者授産施設【旧法】 (7ヶ所)	就職の困難な身体障害者に指導訓練を行い、職業に就き、自活できるようにします。
知的障害者更生施設【旧法】 (33ヶ所)	18歳以上の知的障害者が入所し、保護を受けるとともに、更生に必要な指導訓練を行います。
知的障害者授産施設【旧法】 (28ヶ所)	18歳以上の知的障害者で雇用されることが困難な方が通所し、自活に必要な訓練を受けるとともに、職業に就き、自活します。
精神障害者生活訓練施設 【旧法】 (7ヶ所)	回復途上にある精神障害者に、居室等の設備を一定期間利用させ、生活の指導等を行います。
精神障害者通所授産施設 【旧法】 (4ヶ所)	相当程度の作業能力を有する精神障害者に、就労に必要な訓練及び指導を行います。
このほか、知的障害者地域ホーム(40ヶ所)、肢体不自由者更生施設【旧法】(1ヶ所)、身体障害者福祉センター(4ヶ所)、点字図書館(2ヶ所)、知的障害者通勤寮【旧法】(6ヶ所)、補装具製作施設(1ヶ所)などがあります。	

## ◆ 福祉の行政機関

福祉機関は、一般的に設置される社会福祉行政の専門機関のことをいいます。ここでは各種法令に基づいて専門職員が配置され、指導・相談業務に就いています。主な機関としては、保健福祉事務所、女性相談所、心身障害者福祉センター、発達障害者支援センターなどがあります。また市には福祉事務所が設置されています。

<p><b>保健福祉事務所</b> (県内11ヶ所) <b>福祉事務所</b> (市12ヶ所) 各町村</p>	<p>国や地方自治体が行う社会福祉サービスについての第一線の相談機関です。市町村と都道府県が設置主体となり、市及び郡部に置かれています。生活保護、高齢者、児童、母子、身体障害、知的障害などに関する福祉サービスの相談に応じるほか、分野によってはサービス利用開始の決定、調整などを行います。職員としては、相談員、現業員、老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員などが置かれています。</p>
<p><b>児童相談所</b> (3ヶ所)</p>	<p>児童の養育、保護、育成などについての相談にあたる第一線の相談・判定機関です。都道府県が設置主体となり全国に設置されています。福祉事務所、児童福祉施設、学校、児童委員などと連携し、要保護児童の判定、一時保護、施設入所の決定などを行います。職員としては、児童福祉司、相談員、査察指導員、心理判定員、医師等が配置されています。</p>

## ◆ 社会福祉協議会とは

県内には様々な福祉関係の団体がありますが、その中でも社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉事業経営者、ボランティア団体などにより構成される公益的な民間福祉団体として県と各市町村に設置されており、地域福祉を推進するための様々な取り組みを行っています。

<p><b>社会福祉協議会</b>  <b>県社会福祉協議会</b> (1ヶ所) <b>市町村社会福祉協議会</b> (県内全市町村)</p>	<p>社会福祉協議会は、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした民間福祉団体で、地域住民のほかボランティア団体、社会福祉関係者などの参加・協力を得て活動することを大きな特長としており、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という、二つの側面をあわせ持った組織です。主な事業内容は、ボランティア活動や福祉人材への支援、住民参加による福祉活動の推進など、地域福祉を推進するための様々な取り組みを実施しているほか、生活福祉資金の貸し付けや各種相談事業、居宅介護支援事業や訪問介護事業などの介護保険事業等、様々な事業に取り組んでいます。したがって職員は、地域福祉の推進事業などを担うコーディネーター的な職種と、実際の介護・相談等を担うケアワーカー・ソーシャルワーカーなど様々な職種を含んでいます。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------